

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第26回 日本国憲法制定史

1. 日本国憲法の成立——明治憲法から日本国憲法へ

- ・ 1889（明治22）年2月11日に公布され、1890（明治23）年11月29日に施行された明治憲法（大日本帝国憲法）は、一定の権利や自由を保障する規定を設けていたものの（第2章）、それは、天皇の臣下としての臣民の権利として、法律により容易に制限できるものにすぎず、また、権力分立制も採用していたものの（5条、55条、57条）、議会・各国务大臣・裁判所は、統治権の総攬者である天皇（4条）の大権を翼賛する機関にすぎなかった（しかも、統帥権（11条）が独立し、内閣や議会はこれに関与することはできなかった）。
- ・ 1945（昭和20）年8月14日、わが国は、ポツダム宣言を受諾し、民主的な国家の形成が求められるようになった。10月11日、連合国軍総司令部を訪問した幣原喜重郎内閣総理大臣は、最高司令官マッカーサーから、明治憲法を自由主義化させる必要があるとの示唆を受け、25日、松本烝治国務大臣を長とする憲法問題調査委員会を発足させた。
- ・ 松本案は、1946（昭和21）年2月8日に総司令部に提出されることになるが、それに先立つ2月1日に、毎日新聞によりスクープされた。その後、マッカーサーは、天皇の地位、戦争の放棄、封建制度の廃止などに関するマッカーサー・ノートを示し、それに基づき、総司令部で憲法改正案を作成することにした。マッカーサー草案は、13日の会談で日本側に提示され、それに基づき、政府は、4月17日、憲法改正草案を公表した。
- ・ 憲法改正案は、明治憲法73条の手続に従い、枢密院での審議を経て、6月20日に帝国議会に提出され、衆議院・貴族院でそれぞれ修正議決され、11月3日に公布された。そして、1947（昭和22）年5月3日に施行された。

- 1889 (明治22) 年 2 月 11 日 大日本帝国憲法が公布される
- 1890 (明治23) 年 11 月 29 日 大日本帝国憲法が施行される
- 1939 (昭和14) 年 9 月 1 日 第二次世界大戦が開始する (ドイツ軍によるポーランド侵攻)
- 1941 (昭和16) 年 12 月 8 日 太平洋戦争が開始する (マレー作戦、真珠湾攻撃)
- 1945 (昭和20) 年 8 月 10 日 政府がポツダム宣言の受諾を連合国に伝達する
- 8 月 14 日 日本国がポツダム宣言を受諾する
- 8 月 15 日 終戦の詔書を放送する (天皇による玉音放送)
- 9 月 2 日 東京湾の米戦艦ミズーリ上で重光葵外相が降伏文書に調印する
- 10 月 4 日 近衛文麿国務大臣が、マッカーサーから憲法改正を示唆される
- 10 月 11 日 幣原喜重郎内閣総理大臣 (9日に就任) が、マッカーサーを訪問し、憲法の自由主義化を示唆される
- 10 月 13 日 近衛内大臣府御用掛が佐々木惣一らに憲法改正の調査活動を開始させる
- 憲法改正のための研究の開始を閣議決定する
- 10 月 25 日 政府が憲法問題調査委員会 (松本丞治国務大臣を長とし、美濃部達吉、宮沢俊義、清宮四郎、佐藤達夫らによって構成される) を設置する
- 1946 (昭和21) 年 2 月 1 日 毎日新聞が憲法問題調査委員会試案の記事を掲載する
- 2 月 3 日 マッカーサーが3原則を提示し、民政局に憲法改正案の作成を指示する
- 2 月 4 日 民政局がGHQ草案の起草作業を開始する
- 2 月 8 日 政府がGHQに憲法改正要綱を提出する
- 2 月 10 日 GHQ原案がマッカーサーに提出される
- 2 月 12 日 マッカーサーがGHQ草案を承認する
- 2 月 13 日 ホイットニーら、憲法改正要綱の受取りを正式に拒否するとともに、GHQ草案を吉田外相・松本内閣総理大臣に手交する
- 2 月 22 日 閣議でGHQ草案の受入れを決定する
- 3 月 6 日 政府が憲法改正草案要綱を発表する
- 4 月 17 日 政府が憲法改正草案を発表し、枢密院に諮問する
- 6 月 8 日 枢密院本会議が憲法改正草案を可決する
- 6 月 20 日 政府が、大日本帝国憲法73条の憲法改正手続に従い、帝国憲法改正案を衆議院に提出する
- 8 月 24 日 衆議院本会議が、委員会修正案のとおり帝国憲法改正案を修正可決し、貴族院に送付する
- 10 月 6 日 貴族院本会議が、委員会修正案のとおり帝国憲法改正案を修正可決し、衆議院に回付する
- 10 月 7 日 衆議院が、貴族院回付案を可決する
- 10 月 12 日 政府が修正帝国憲法改正案を枢密院に諮問する
- 10 月 29 日 枢密院が修正帝国憲法改正案を可決する
- 11 月 3 日 日本国憲法が公布される
- 1947 (昭和22) 年 5 月 3 日 日本国憲法が施行される
- 1951 (昭和26) 年 9 月 8 日 サンフランシスコで、日本国との平和条約を署名する
- 1952 (昭和27) 年 4 月 28 日 日本国との平和条約が発効する